

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても**医療機関等を受診できます**

- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[長野県]

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村(※)、南牧村(※)、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村(☆)、辰野町、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、飯綱町、栄村(※)、

長野県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)国保のみ (☆)介護保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

事務連絡
令和元年 11 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る
介護報酬等の請求等の取扱いについて

令和元年台風第 19 号に伴う災害に関する介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくお願ひしたい。

記

1 令和元年 10 月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

令和元年 10 月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、令和元年台風第 19 号に伴う災害による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは令和元年台風第 19 号に伴う災害発生直後における介護サービス提供内容については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記の場合において概算請求を行うことができるものとする。

・サービス提供記録等を滅失又は棄損した場合の概算による請求

今回の台風に伴う災害によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した介護サービス事業所等については、令和元年 10 月サービス提供分について概算による請求を行うことができるものであること。

なお、この場合にあつて、同年 11 月以降のサービス提供分の請求方法については追つて連絡する予定であること。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和元年 11 月 15 日までに概算による請求を選択する旨、事業所所在の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に届け出ること。

また、提出期限の遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として令和元年6月サービス提供分から令和元年8月サービス提供分の介護報酬支払実績及び令和元年度介護報酬改定による影響を踏まえ（当該介護サービス事業所等について特別の事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記①及び②により算出し、それを合計した結果にて支払を行うこととなるため、各介護サービス事業所等においては、別紙の様式により届け出るものとする。

①令和元年10月12日以前の介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
介護報酬等支払額}}{92 (\text{※})} \times 1.0039 \times 12$$

②令和元年10月13日以降の介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
介護報酬等支払額}}{92 (\text{※})} \times 1.0039 \times 19 \times (1 + 0.001 + 0.05)$$

※ 令和元年6月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から令和元年8月31日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

(3) 上記に該当する介護サービス事業所等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(5) 介護報酬と第1号事業支給費は、分けて概算額が示されるものであること。

(6) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額を持って令和元年10月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(7) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、令和元年6月から令和元年8月までの各市町村等の当該介護サービス事業

所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分する。

3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

令和元年10月サービス提供分(11月提出分)に係る請求明細書の提出期限については、通常どおり令和元年11月10日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 利用料の猶予・免除がされた者に係る請求手続について

① 「令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」(令和元年10月18日、21日、23日、24日、25日、28日、30日、11月1日及び6日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)及び「令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」(令和元年10月18日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)により利用料の猶予・免除がされた者(以下「利用料免除等対象者」という。)に係る介護報酬等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の保険分または事業分の給付率に100と、利用者負担額に0と記載して請求すること。(介護保険施設等における食費・居住費については、通常の方法により、特定入居者介護サービス費(特定入居者予防サービス費)を請求する必要がある。)

② 利用料の猶予・免除をしたときは、利用者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療(特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用請求明細書」となるもの。)の対象にならない。このため、利用料の猶予・免除をした場合には、従来、公費併用請求明細書として請求する者のものであっても、請求明細書は介護保険単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

(3) 被保険者証等を介護サービス事業所等に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

① 介護サービス事業所等においては、過去に利用したことのある介護サービス事業所等に問い合わせることにより、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り被保険者番号等の確認を行うこと。

② 上記①において、被保険者番号等の請求明細書に記載する項目についての確認ができない被保険者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成すること。

なお、居宅介護支援事業所等における給付管理票の提出及びサービス計画費の請求についても同取扱いとする。

③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用料免除等対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で「災1」と記載すること。

なお、その他の取扱いは3(2)に準ずるものとする。

④ 上記②③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、国保連へ提出すること。

⑤ ④による請求を行った介護サービス事業所等については、請求額を確認の上、請求

金額を確定するものであること。

(注) 被災に伴い、担当するケアマネジャーが変更になった場合、要介護者等から保険者にその旨の届出を行うことが必要であるが、保険者と連絡がつかない等の理由により届出ができない場合については、紙の請求明細書で請求を行うこととなる。

(4) 居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段について

- ① 介護サービス事業所等（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所にあつては、給付管理の対象となるサービスを行う事業所に限る。②及び③において同じ。）においては、居宅介護支援事業所等に対し、可能な限り、介護報酬等の請求に対応する給付管理票の提出有無について確認を行うこと。
- ② 介護サービス事業所等においては、上記①において給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、請求明細書欄外上部に赤色で給①と記載し、紙にて請求することとする。
- ③ 居宅介護支援事業所等においては、令和元年 10 月分の請求について、給付管理票の提出が行えない場合、可能な限り介護サービス事業所等へ提出できない旨の連絡を行うこと。

(別紙)

令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る概算による介護報酬請求に関する届出書
(令和元年 10 月介護サービス提供分)

事業所番号	
<p>令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>請求事業所等の 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者名・事業者名 : 印</p> <p>審査支払機関 殿</p>	
<p>【請求内容】</p> <p>サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、10 月 1 日から 10 月 31 日までのサービス提供分について概算により請求を行う。</p>	